

## 前回のおさらい

- 「住民投票とは」
  - ・ 市長や議会が決定する範囲で、住民が自らの意思を表明すること。
  - ・ 住民投票の結果を尊重して、市長や議会が決定すること。
  
  - ・ 住民投票は「選挙権」ではない。
  - ・ 「投票資格者」なので、自治体が独自で決めることができる。
  
  - ・ 住民投票には「常設型」と「個別型」がある。
  - ・ 「個別型」で、すべての自治体には案件ごとに住民投票を行うことができる。
  - ・ 「常設型」とは、あらかじめ自治体独自の住民投票条例を設置しておくこと。
  
- 推進委員会では条例の個別内容の議論ではなく、米原市としての住民投票の考え方、方向性を議論する。
  - ポイントとなる視点
    - ・ 「常設型」か「個別型」か
    - ・ 「市民」と「住民」の考え方
    - ・ どのような時に住民投票を行うのか
  
- 議論のまとめ
  - ・ 「個別型」で住民投票はできるのに、自治体で独自の「常設型」の条例をもつ意義は何なのか
  - ・ 「市民」と「住民」が自治基本条例に混在している。住民投票条例での整理は？
  - ・ どのような場合に住民投票するのか。どこまでいけば、住民投票なのか。



- 次回の議論
  - ・ 既に常設型の「住民投票条例」を制定している自治体の例を比較検討する。そこから、見えてくるものを再度意見交換。